

議案第1号

富津市育英資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
富津市育英資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延を防止するための措置により、扶養義務者等の家計が急変し、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学する学生が学費を支払えず、中途退学することのないよう支援するため、条例の一部を改正するものである。

富津市育英資金貸与条例の一部を改正する条例

富津市育英資金貸与条例（昭和47年富津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「大学」の次に「、大学院、専修学校の専門課程」を加える。

第4条第2号中「大学」の次に「、大学院又は専修学校の専門課程」を加える。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る育英資金の額の特例）

- 4 大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学する学生のうち、新型コロナウイルス感染症等により家計が急変し、修学が困難な者に対する育英資金の額は、第4条第2号の規定にかかわらず、令和2年6月分から令和3年3月分までの育英資金に限り月額10万円以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。